

常任委員会報告

(12月定例会付託議案審査)

総務財務委員会

議第132号「三原市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例制定について」

【要旨】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定により、本市の事務における個人番号の利用及び機関間の特定個人情報提供について定める条例を制定するもの。

【主な質疑の内容】

条例制定の趣旨は。

【答】この条例案は、番号法によりマイナンバーが付された個人情報、いわゆる特定個人情報の取扱基準が、厳格に規定されたことに伴い、独自利用事務として、特定個人情報をも市役所内の他の事務との間でやり取りすることについて規定するものである。

この条例の整備によ

り、各職場における利用実態に合わせた特定個人情報提供のやり取りを行うことが可能となるため、市民が福祉等の支給申請などの際、従前は求めていた証明書等の添付が不要となり、発行手数料の省略や複数の窓口をまわる必要がなくなるなど、市民の利便性の向上につながるものと考えている。

【要旨】呉線三原・須波間羽仁架道橋新設工事協定の締結について

議第135号「呉線三原・須波間羽仁架道橋新設工事協定の締結について」

【要旨】呉線三原・須波間羽仁架道橋新設工事協定を締結するもの。

【主な質疑の内容】

協定の金額の内、西日本旅客鉄道株式会社の負担は。

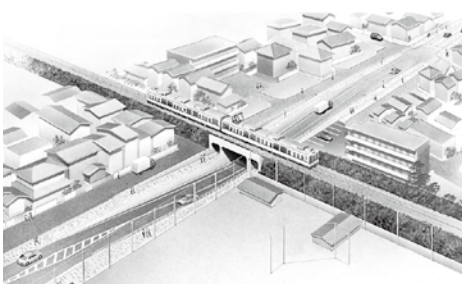
【答】鉄道との立体交差については、国が定めた「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」に基づき、鉄道事業

者と協議を行ったうえで工事を施行している。

その要綱において、既設の踏切を除却する工事に関しては、鉄道事業者側の負担とし、それ以外の工事は市の負担とすることが定められており、今回の西日本旅客鉄道株式会社への負担は、踏切除却部分の費用である。

【採決】

採決の結果、議第132号ほか3件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。



円一皆実線の羽仁架道橋完成予想図

経済建設委員会

議第139号「三原市ゆめきやりあセンターの休止に関する条例制定について」

【要旨】新庁舎建設にあたり、議会機能の仮移転先として三原市ゆめきやりあセンターを利用することとし、公の施設としての機能を停止するため、条例を制定するもの。

【主な質疑の内容】

ゆめきやりあセンターの利用休止に伴う、

同施設利用者への対応について問う。

【答】同センターにあるパソコン室の代替施設としては、サン・シープラザの旧テレワーク体験室を予定し、他の多目的ホール、会議室については、中央公民館、福祉会館などを紹介する。

議第140号「三原市公共下水道接続事業建設分担金に関する条例制定について」

【要旨】公共下水道への早期の接続を希望する市街化区域外の既存団地において、市が施行する公共下水道接続事業に要する費用に充てる建設分担金に關し必要な事項を定めるもの。

【答】公共下水道への接続の同意が得られていない受益者及び居住していない空き家に対する建設分担金の徴収について問う。

【答】同意がない場合でも、税に準じて強制的に徴収することになる。また、空き家についても、建物が存在し、水道が接続されている限り、現に居住していても賦課の対象になる。

議第142号「議第145号「公の施設の指定管理者の指定について」

【要旨】地方自治法の規定により、公の施設の管理に指定管理者を指定するもの。

【答】指定管理者に対しては、地域の活性化や通年誘客につながるような自主事業の積極的展開を求めたいと考えるが、市としての基本的な考え方について問う。

【答】指定管理者制度を導入するメリットとして、民間事業者の専門的なノウハウを活用した、市民サービスの質の向上や、施設の効率的かつ効果的な運営が考えられる。これらのメリットを活かすために、指導や協議を行っていききたい。

【採決】

議第139号ほか6件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。